

## 部活動検討委員会設置要項

令和 5 年 7 月 27 日

指導推進担当部長決定

## (設置)

第 1 東京都に次の事項を目的とし、「部活動検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 区市町村立中学校等及び都立中学校・高等学校等における教員の負担軽減、生徒の自主的・自発的な活動、科学的トレーニングの積極的導入等による合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、生徒の多様なニーズに応じた活動等による部活動の充実
- (2) 子供たちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するため、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術活動のための環境整備等

## (所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた持続可能なスポーツ・文化芸術環境の構築
- (2) 「部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (3) 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」の活用
- (4) 地域のスポーツ・文化芸術団体、部活動指導員及び外部指導者等の活用
- (5) 部活動の推進に係る諸事業（生徒にニーズに応じた活動、競技力向上等）の取組評価
- (6) 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の適合性の点検・見直し及び改定
- (7) その他必要な事項

## (構成)

第 3 委員会は、委員長及び委員により構成する。

2 委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、主宰する。

4 委員は、年度ごとに、スポーツ・文化担当部署や 生涯学習・社会教育担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、学校、保護者等の関係者の中から委員長が委嘱する。

## (分科会)

第 4 発達の段階に応じた専門的事項の検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

## (意見聴取)

第 5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、毎年度、第 1 回委員会の実施日から当該年度 3 月 31 日までとする。

## (事務局)

- 第7 委員会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。
- 2 事務局長は、教育庁指導部活動振興担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和5年7月27日から施行する。